

第2次池田町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和6年2月

池田町

揖斐郡養基小学校養基保育所組合

目次

第1章 背景	1
1 地球温暖化対策の国内外の動き	1
第2章 基本的事項	7
1 計画の目的	7
2 計画の基準年度及び期間	7
3 計画の対象範囲	7
4 計画の位置づけ	10
第3章 温室効果ガス排出量の状況等	11
1 二酸化炭素排出量の推移	11
2 部門別の温室効果ガス排出量の推移	14
3 前計画の目標達成状況と取り組み実施状況	20
4 課題と今後の方向性	24
第4章 温室効果ガス排出量の削減目標	25
1 温室効果ガスの削減目標	25
2 削減目標	27
第5章 温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組み	28
1 再生可能エネルギーの導入と活用	28
2 省エネルギー化の推進と対策の徹底	29
3 次世代自動車の導入	33
第6章 計画の推進と進行管理	34
1 推進体制と役割	34
2 点検・評価・見直し体制	35
3 実施状況の公表	35
資料	
編	36
前計画の取り組み一覧	36
用語解説	38

【注意事項】

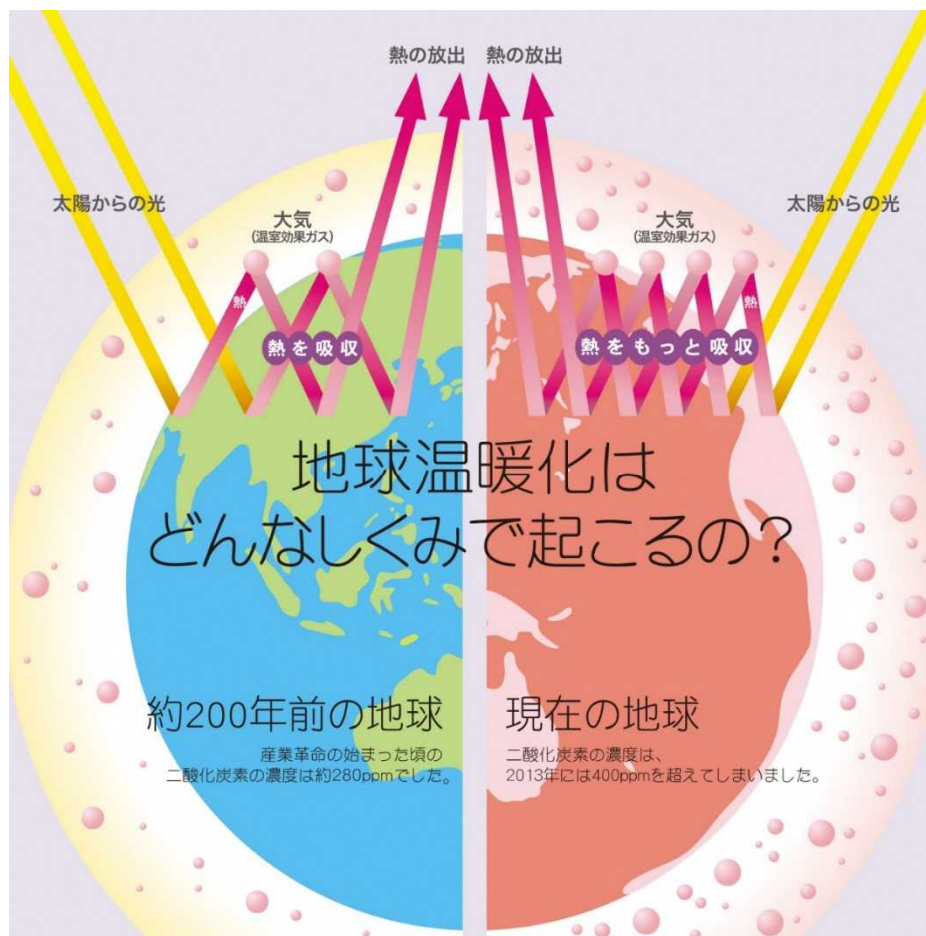
表やグラフ中に記載されている排出量等の数値は、四捨五入で端数処理を行った数値であるため、合計値が、表示されている合計値と合わない場合があります。

第1章 背景

1 地球温暖化対策の国内外の動き

(1) 気候変動の影響

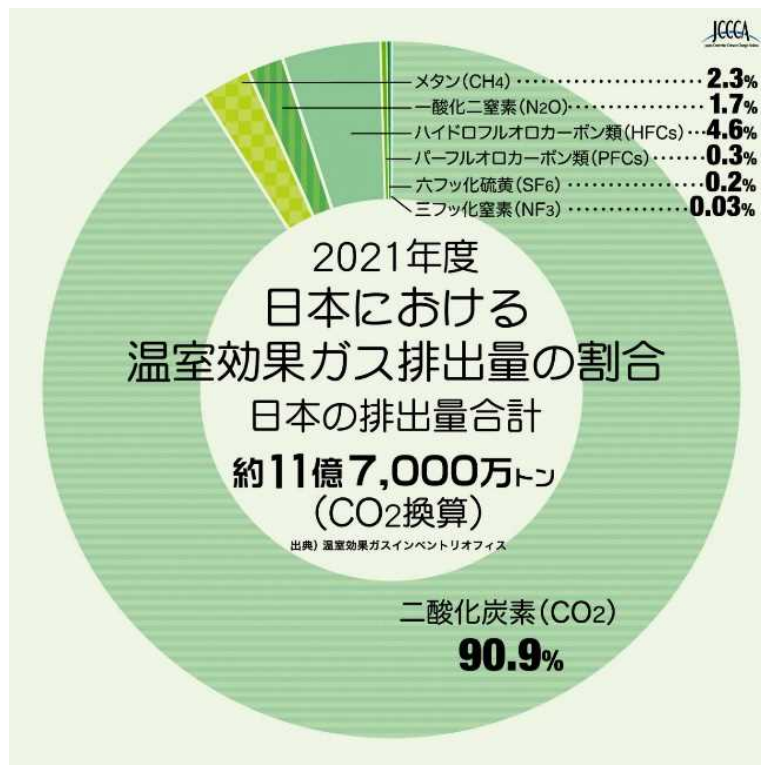
地球の表面は太陽によって暖められ、そこから放射される熱を大気中の温室効果ガスが吸収することにより大気が暖められています。この数世紀の間に産業活動が活発になり、温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、地球の平均気温が上昇し始めています。これが地球温暖化です。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より作成

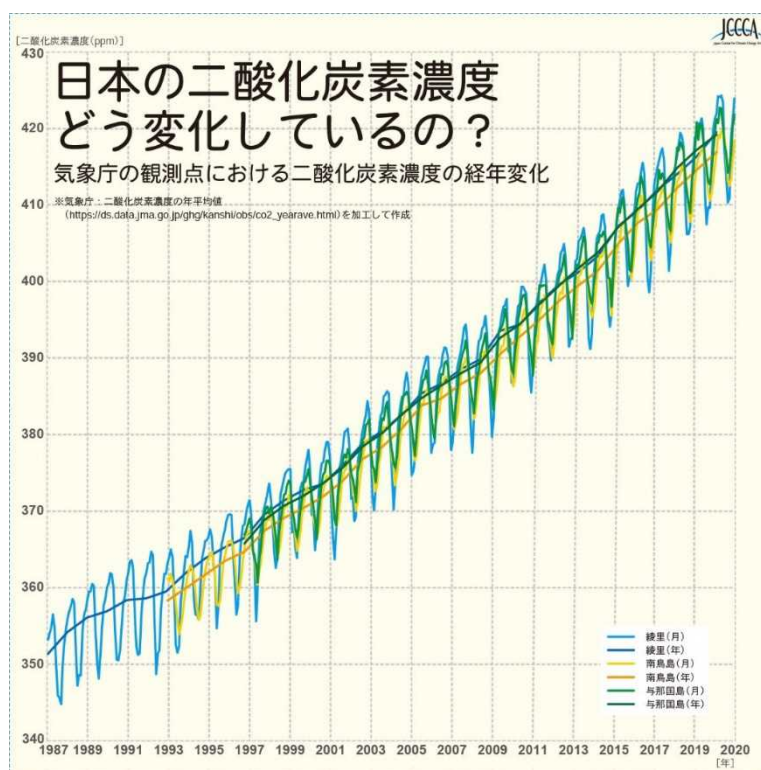
図 1-1 地球温暖化のメカニズム

温室効果ガスには、二酸化炭素 (CO_2)、メタン (CH_4)、一酸化二窒素 (N_2O)、フロン類など様々なものがあります。中でも CO_2 は、石炭、石油、天然ガスなど化石燃料が燃焼されることで大気中に排出されますが、18 世紀に始まった産業革命以降は、これら化石燃料の使用量が急増しています。さらに、大気中の CO_2 の吸収源である森林が減少しています。結果として大気中の CO_2 は年々増加しており、地球温暖化に及ぼす影響が最も大きな温室効果ガスとなっています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より作成

図 1-2 日本の温室効果ガス排出量に占めるガス別割合



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より作成

図 1-3 日本の二酸化炭素濃度の推移

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021（令和3）年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より作成

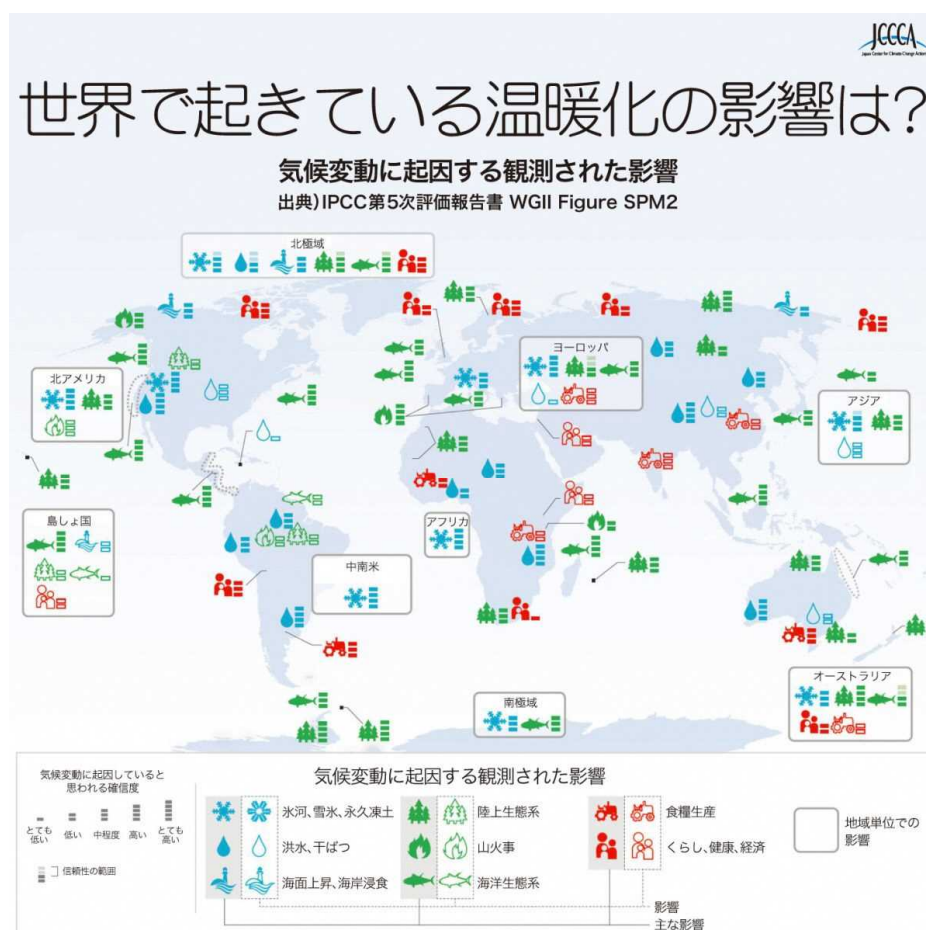
図 1-4 地球温暖化による主要なリスク

（２）国際的な動き

2015（平成 27）年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書Ⅰ国（いわゆる先進国）と非附属書Ⅰ国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018（平成 30）年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を 2050（令和 32）年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050（令和 32）年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より作成

図 1-5 世界で起きている温暖化の影響

(3) 国内の動き

2020（令和2）年10月、我が国は、「2050（令和32）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」すなわち、「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。翌2021（令和3）年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030（令和12）年度の温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

2021（令和3）年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050（令和32）年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030（令和12）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。さらに、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030（令和12）年度までに50%削減（2013（平成25）年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

各国の削減目標		
国名	削減目標	今世紀中頃にに向けた目標 ネットゼロ ^(注) を目指す年など (注) 温室効果ガスの排出を全廃してゼロにすること
 中国	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030年までに 65% 以上削減 ※CO₂排出量のピークを 2030年より前にすることを目指す (2005年比)	2060年までに CO ₂ 排出を 実質ゼロにする
 EU	温室効果ガスの排出量を 2030年までに 55% 以上削減 (1990年比)	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 インド	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030年までに 45% 削減 (2005年比)	2070年までに 排出量を 実質ゼロにする
 日本	2030年度 において 46% 削減 (2013年比) ※さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 ロシア	2030年までに 30% 削減 (1990年比)	2060年までに 実質ゼロにする
 アメリカ	温室効果ガスの排出量を 2030年までに 50-52% 削減 (2005年比)	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする

各国のNDC提出・表明等、表現のまま掲載しています（2022年10月現在）

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（<https://www.jccca.org/>）より作成

図 1-6 各国の削減目標

（４）本町の動き

本町では、2020（令和 2）年 3 月に、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「前計画」といいます。）を策定し、前計画では、基準年度を 2018（平成 30）年度として、2029（令和 11）年度までに 26%削減することを目標とし、目標達成に向けた取り組みとして、職員一人ひとりが行う「日常業務に関する取り組み」、施設の新設や改修時などで高効率な設備を導入する「施設運用に関する取り組み」、太陽光発電設備等を導入する「再生可能エネルギーに関する取り組み」などを掲げ、温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

この度、国の 2050 年カーボンニュートラル宣言や「地球温暖化対策計画」の改定による削減目標の見直し等を受け、本町でも「第 2 次池田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」といいます。）として前計画を改定し、脱炭素社会の実現を目指します。

第2章 基本的事項

1 計画の目的

本計画は、温対法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、池田町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2 計画の基準年度及び期間

国の「地球温暖化対策計画」では、基準年度を2013（平成25）年度としていますが、本町では2013（平成25）年度の算定データの蓄積がないため、前計画と同様に、把握可能な直近年度の2018（平成30）年度を基準年度とします。

目標年度は2030（令和12）年度とし、計画期間は2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの6年間とします。

なお、計画期間内であっても、地球温暖化対策に関する国の計画の改定等を踏まえて、必要に応じて見直しを検討します。

3 計画の対象範囲

（1）対象とする温室効果ガス

本計画では、表2-1に示す温室効果ガスを対象とします。

なお、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）及び三ふっ化窒素（NF₃）については、排出量全体に占める割合が極めて小さいと考えられることから、対象外とします。また、メタン及び一酸化二窒素については、排出の実態を把握することが困難であることから、対象外とします。

表 2-1 温室効果ガスの種類と主な排出源

温室効果ガスの種類	主な排出源	計画の対象
二酸化炭素（CO ₂ ）	電気の使用	○
	燃料の使用（ガソリン、軽油、灯油、A重油、LPG、都市ガス）	
	一般廃棄物中の廃プラスチックの焼却	
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行	—
	下水・し尿の処理	
	一般廃棄物の焼却	
	家畜の飼養・糞尿の処理	
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行	—
	下水・し尿の処理	
	一般廃棄物の焼却	
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	自動車用エアコンの使用等	—
パーフルオロカーボン類（PFCs）	半導体素子等の製造等	—
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気機械器具や半導体素子等の製造等	—
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体素子等の製造等	—

(2) 対象とする施設・設備

本計画の対象範囲は、指定管理施設を含む本町の全ての事務及び事業とします。

対象とする施設を表 2-2 に示します。

表 2-2(1) 対象とする施設

組織	施設名称
総務課	本部班消防器具庫
	上田消防器具庫（新）（1-1）
	白鳥消防器具庫（1-2）
	本郷消防器具庫（2-1）
	田畑消防器具庫（2-2）
	上八幡消防器具庫（3-1）
	下八幡消防器具庫（3-2）
	片山南消防器具庫（3-3）
	宮地消防器具庫（4-1）
	沓井消防器具庫（4-2）
	東町消防器具庫（5-1）
	緑町消防器具庫（5-2）
	市橋水防倉庫
企画課	池野駅（霞溪舎）
健康福祉課	西保育園
	宮地保育園
	温知保育園
	片山保育園
	温知児童館
	子育て就労応援センター（八幡児童館）
	八幡児童クラブ
	ことばの教室
保険センター	池田町保健センター
環境課	池田町北部リサイクルセンター
	池田町南部リサイクルセンター
	池田町クリーンセンター（平成 30 年度閉鎖）
	池田町斎苑（平成 30 年度閉鎖）
産業課	農産物加工所
	美濃本郷駅
	大津谷公園
	大津谷公園学習棟
	霞間ヶ溪公園
	茶業振興センター

注：網掛けは、基準年度（2018（平成 30）年度）～2023（令和 5）年度までに閉鎖した施設です。

表 2-2(2) 対象とする施設

所管課	施設名称
池田温泉	池田温泉本館
	池田温泉新館
	道の駅
水道課	中央第 2 水源地
	北部第 1 配水池
	北部第 2 配水池
	南部配水池
	中央配水池
	北部水源地
	南部水源地
	中央水源地
	東光寺地区農業集落排水処理施設
	中谷地区農業集落排水処理施設
	徳谷地区農業集落排水処理施設
	大谷地区農業集落排水処理施設
	大津谷地区農業集落排水処理施設
	深歩谷地区農業集落排水処理施設
	白鳥地区農業集落排水処理施設
	北部第 1 増圧ポンプ場
	北部第 2 増圧ポンプ場
	北部第 3 増圧ポンプ場
	池田町浄化センター
学校教育課	温知小学校
	八幡小学校
	宮地小学校
	池田小学校
	池田中学校
給食センター	池田町大野町学校給食センター
社会教育課	宮地公民館
	ゆうごう・ほっと館
	東公民館
	養基公民館
	池田町役場庁舎・中央公民館
	西公民館
	八幡公民館
	中公民館
	霞間ヶ溪さくら会館

表 2-2(3) 対象とする施設

所管課	施設名称
総合体育館	池田町総合体育館
	霞間ヶ溪スポーツ公園
	青少年研修施設
	池田公園
	池野多目的広場
	池田南部公園多目的広場
	池田南部公園テニスコート
図書館	池田町図書館
養基組合	養基組合事務局（養基児童クラブ）
	養基小学校
	養基保育園

4 計画の位置づけ

本計画は、温対法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び池田町第六次総合計画に即して策定します。

また、温室効果ガス排出量削減のための取り組みや推進体制については、関連計画との整合・連携を図ります。

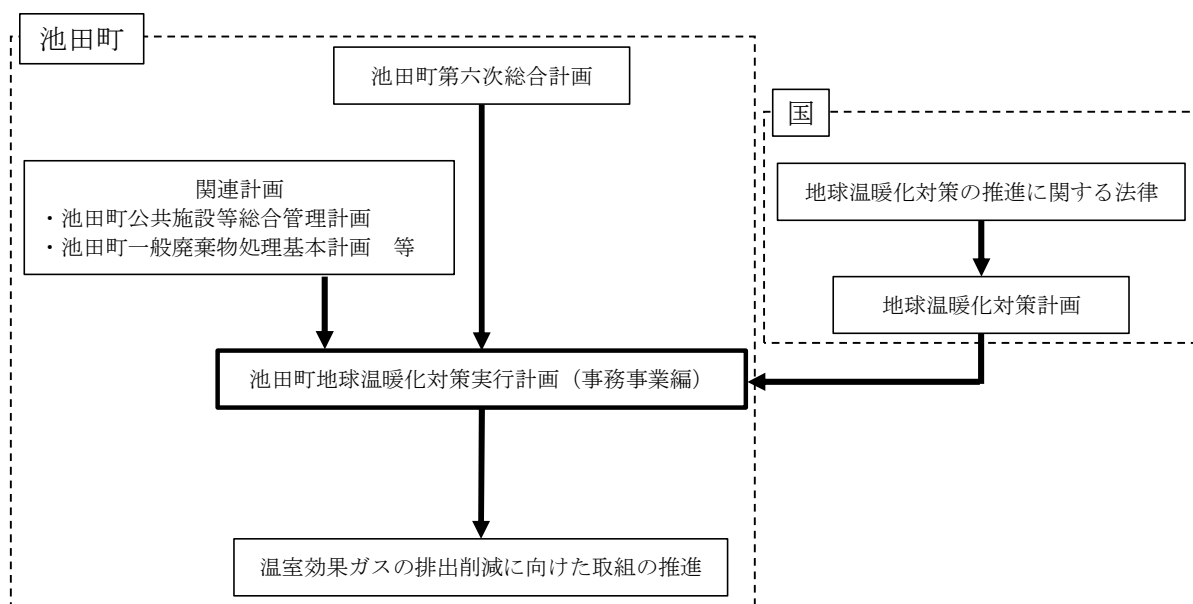


図 2-1 計画の位置づけ

第3章 温室効果ガス排出量の状況等

1 二酸化炭素排出量の推移

(1) 部門別の二酸化炭素排出量

本町の部門別の二酸化炭素排出量の推移を表 3-1 及び図 3-1 に示します。

「業務その他部門」は、事務所や学校、廃棄物処理施設等、施設内の電気や燃料の消費に伴う二酸化炭素の排出、「運輸部門」は、公用車の燃料の消費に伴う二酸化炭素の排出です。

本町の二酸化炭素排出量は、基準年度である 2018（平成 30）年度と比べて、2022（令和 4）年度は、377 t-CO₂（8%）減少しました。

温室効果ガスの排出源としては、いずれの年度も業務その他部門が全体の 97%以上を占めています。

表 3-1 部門別の二酸化炭素排出量の推移

（単位：t-CO₂）

部門別	2018年度 (基準年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
業務その他部門	4,420	4,211	3,712	4,071	4,087
運輸部門	138	119	90	89	94
合計	4,558	4,329	3,801	4,161	4,182

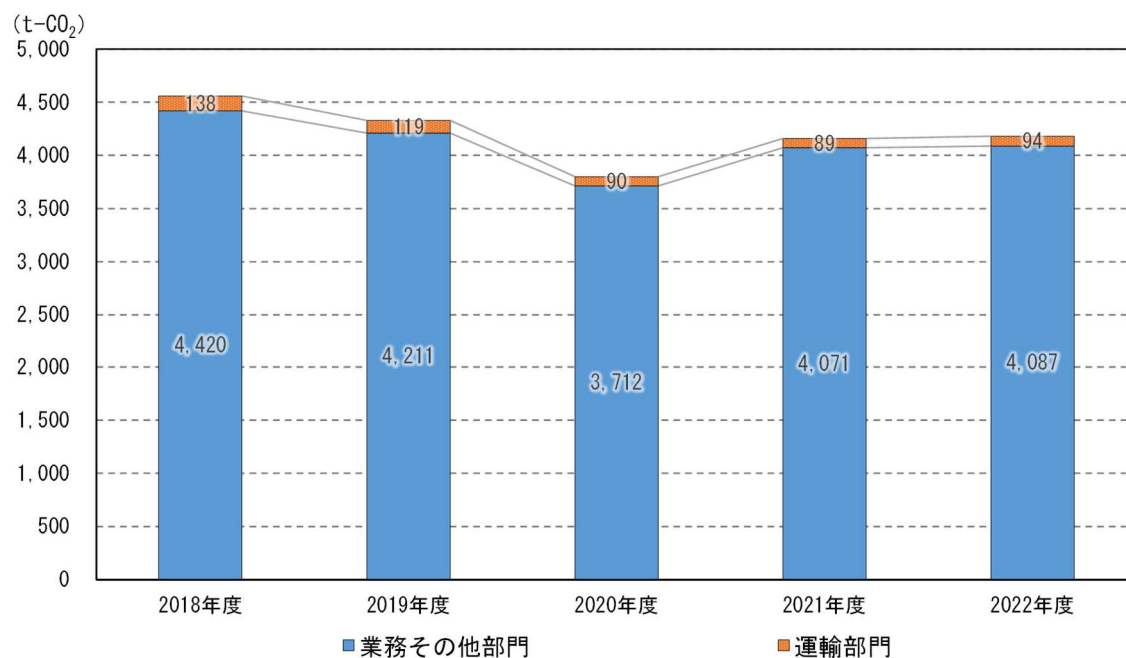


図 3-1 部門別の二酸化炭素排出量の推移

(2) 排出源別の二酸化炭素排出量

本町の排出源別の二酸化炭素排出量の推移を表 3-2 及び図 3-2 に示します。

二酸化炭素の排出源としては、いずれの年度も電気の使用が全体の 66%以上を占め、次いで燃料の使用が 29%以上を占めています。

また、2018（平成 30）年度及び 2022（令和 4）年度における二酸化炭素排出源別の排出割合を図 3-3 に示します。

2018（平成 30）年度は、電気の使用（66%）が最も多く、次いで燃料の使用（31%）、2022（令和 4）年度も、電気の使用（69%）が最も多く、次いで燃料の使用（29%）となっています。

類似団体の二酸化炭素排出源別の排出割合を図 3-4 に示します。類似団体とは、全国の市区町村を指定都市、中核市、町村等などの 6 グループに分類し、さらに、町村のグループ内で人口と産業構造を基準に類似した団体ごとに 15 グループに分けたものです。

類似団体として、富山県立山町及び兵庫県稲美町と比べると、本町は燃料の使用による二酸化炭素排出量の割合が大きいです。

表 3-2 排出源別の二酸化炭素排出量の推移

（単位：t-CO₂）

排出源	2018年度 (基準年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
電気の使用	3,021	2,881	2,598	2,905	2,894
燃料の使用	1,399	1,330	1,114	1,167	1,194
自動車の走行	138	119	90	89	94
合計	4,558	4,329	3,801	4,161	4,182

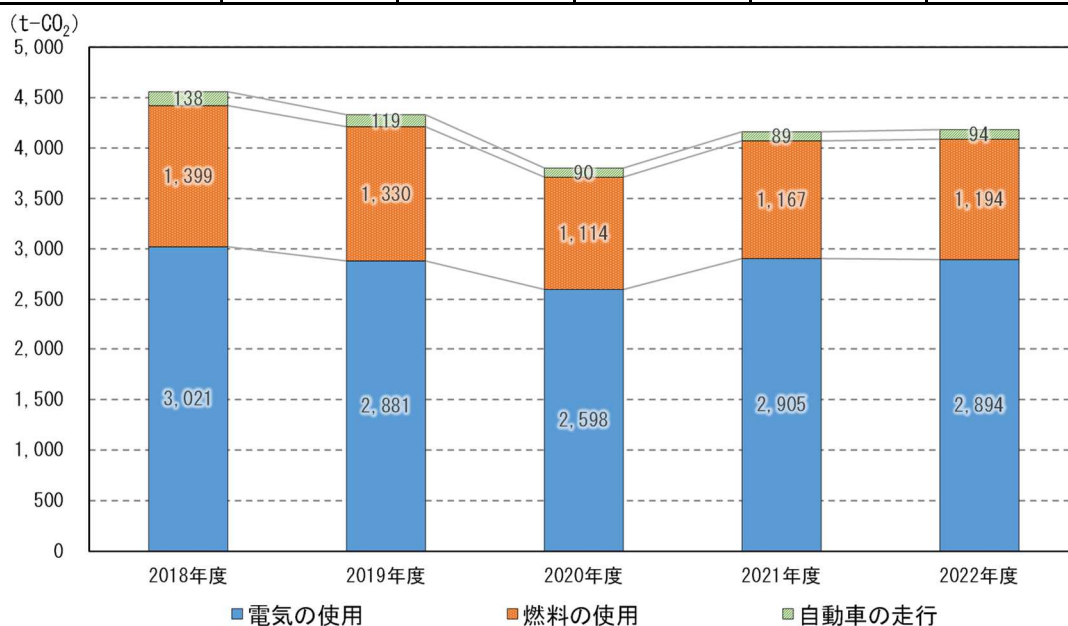


図 3-2 排出源別の二酸化炭素排出量の推移

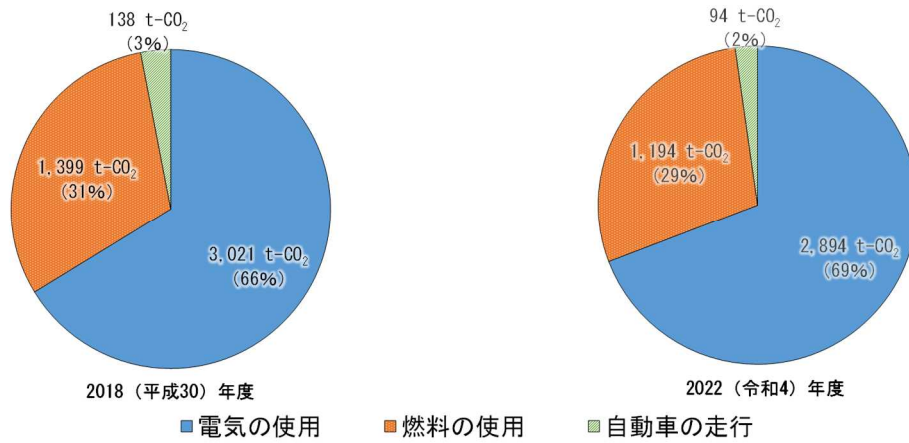
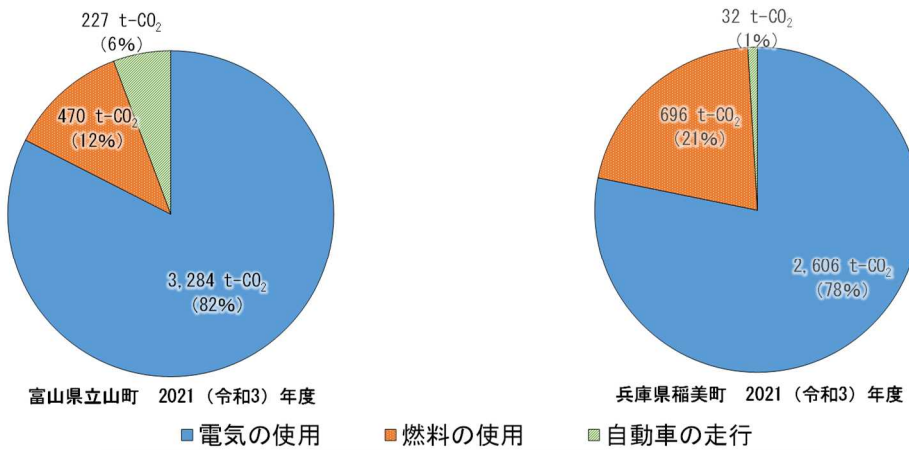


図 3-3 二酸化炭素排出源別の排出割合



立山町地球温暖化対策実行計画（2023年改訂版）及び稲美町HPから引用。
二酸化炭素以外の温室効果ガス及び一般廃棄物の焼却からの二酸化炭素排出量は除いています。

図 3-4 類似団体の二酸化炭素排出源別の排出割合

2 部門別の温室効果ガス排出量の推移

(1) 業務その他部門

① 業務その他部門の排出源

業務その他部門の排出源を図 3-5 に示します。

業務その他部門の二酸化炭素排出量は、基準年度である 2018（平成 30）年度と比べて、2022（令和 4）年度は、333 t-CO₂（8%）減少しました。

また、いずれの年度も電気の使用が全体の 68～71%を占めています。

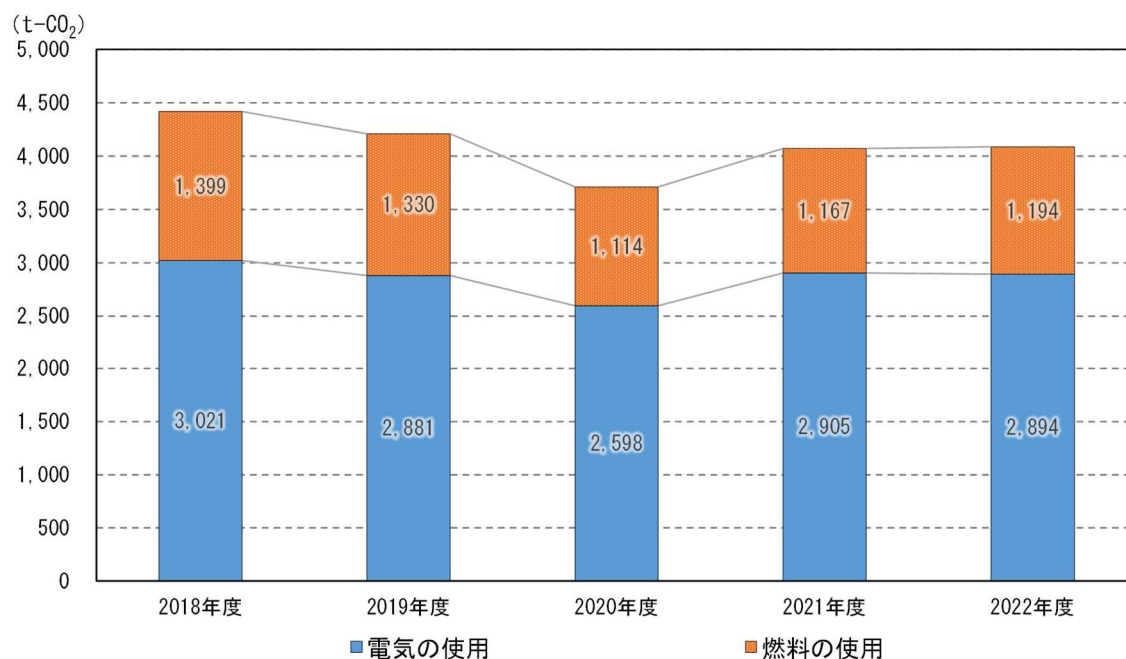


図 3-5 業務その他部門の排出源

解説

二酸化炭素排出量の算定方法

排出源別の二酸化炭素排出量の基本的な算定方法は、以下のようになります。

電気の使用

電気の使用量 (kWh) × 電力排出係数 (kg-CO₂/kWh)

電力排出係数は、1kWh の電力を発電する際に排出される二酸化炭素排出量を示す数値です。毎年度、電気事業者ごとの電力排出係数が公表され、発電した電力の構成割合によって数値が変動します。

燃料の使用、自動車の走行

燃料種ごとの使用量 (kg、L など) × 単位発熱量 (MJ/kg、MJ/L など)
× 炭素排出係数 (kg-C/MJ) × 44/12 (kg-CO₂/kg-C)

② 電気の二酸化炭素排出量

電気の使用量の推移を図 3-6 に、電気の使用による二酸化炭素排出量と電力排出係数の推移を図 3-7 に示します。

電気の使用量は、2018（平成 30）年度から概ね横ばいですが、電気の使用による二酸化炭素排出量は、電力排出係数に連動して変動しています。

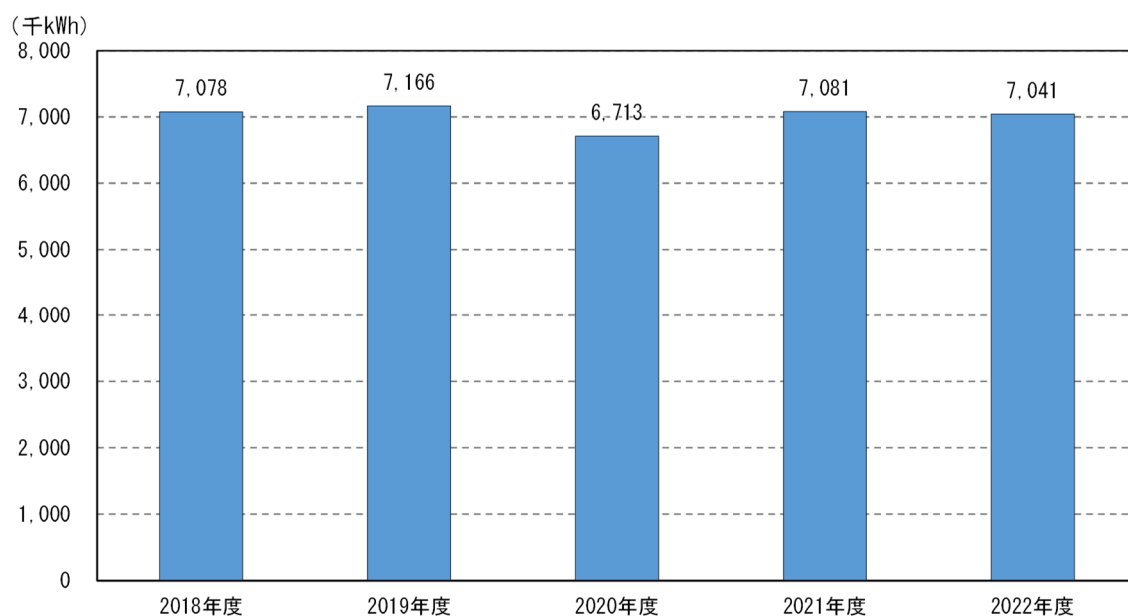
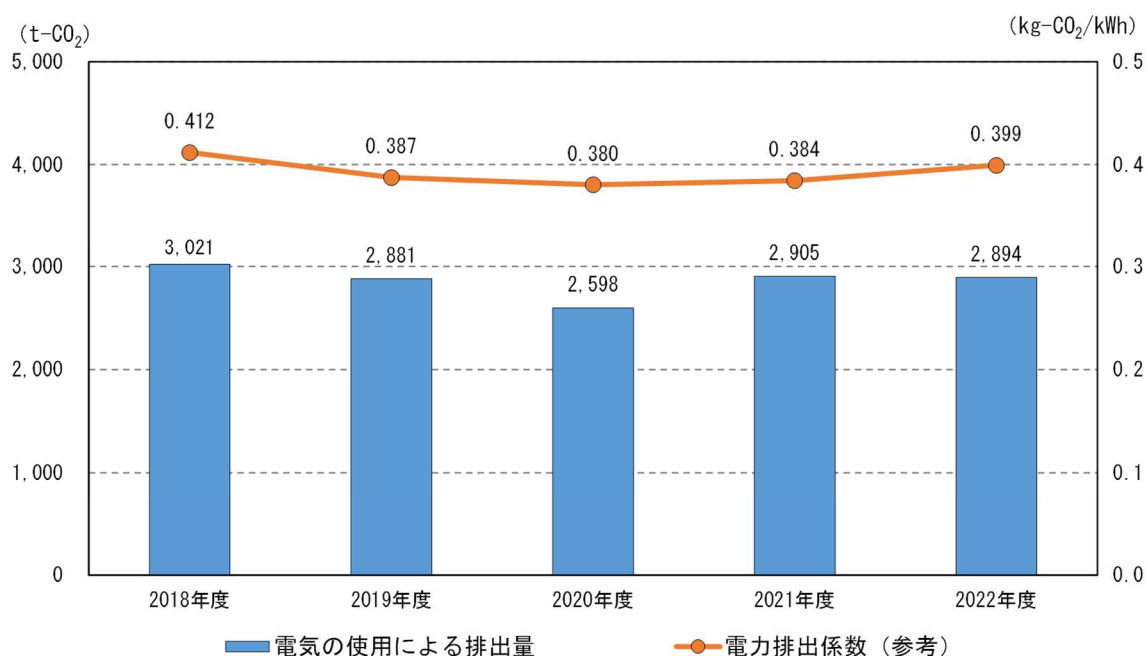


図 3-6 電気の使用量の推移



注：電力排出係数は、施設によって電力会社異なるため、参考値として施設に供給している電力会社の係数の平均を記載しています。

図 3-7 電気の使用による二酸化炭素排出量と電力排出係数の推移

③ 燃料の二酸化炭素排出量

施設に係る燃料種ごとの二酸化炭素排出量の推移を図 3-8 に示します。

燃料の使用による二酸化炭素排出量は、基準年度である 2018（平成 30）年度と比べて、2022（令和 4）年度は、206 t-CO₂（15%）減少し、その内訳は、灯油が 17 t-CO₂ 減少、A 重油が 194 t-CO₂ 減少、LPG が 6 t-CO₂ 増加となっています。

いずれの年度も、A 重油からの二酸化炭素排出量が最も多く、次いで LPG、灯油となっています。

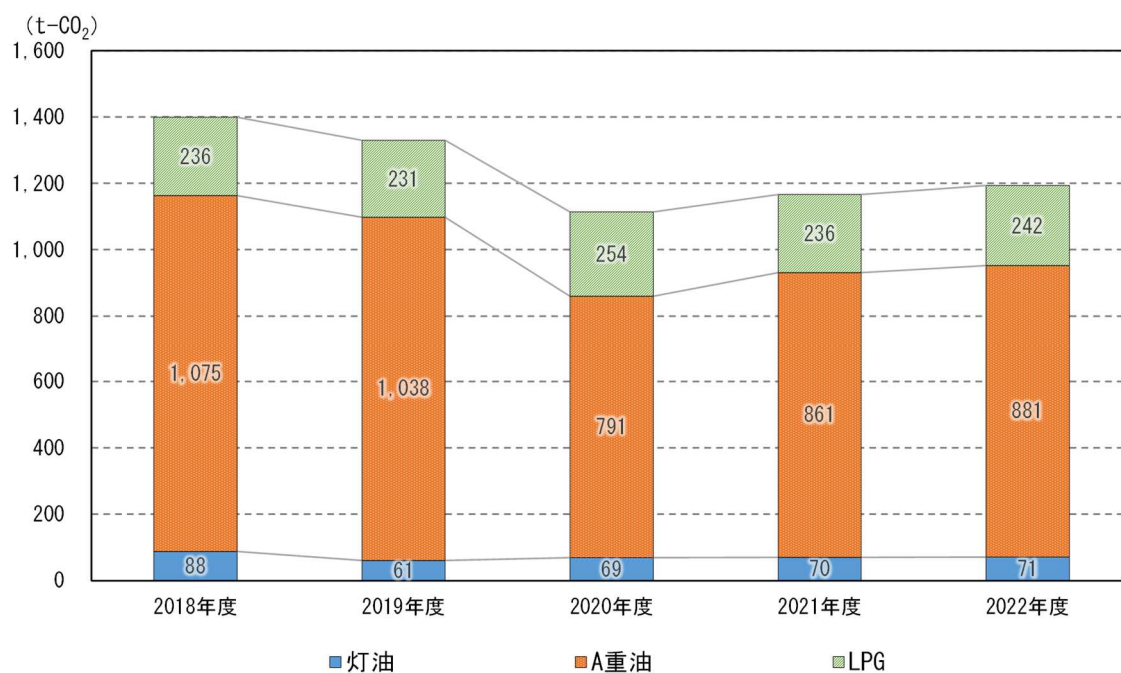


図 3-8 施設に係る燃料種ごとの二酸化炭素排出量の推移

④ 組織別の二酸化炭素排出量

組織別の二酸化炭素排出量の推移を表 3-3 に、2018（平成 30）年度及び 2022（令和 4）年度における組織別の二酸化炭素排出量を図 3-9 に示します。

どの年度も、池田温泉からの二酸化炭素排出量が最も多く、次いで水道課、給食センターとなっています。池田温泉は給湯設備のための A 重油の使用、給食センターは調理のための電気の使用量、水道課は水源地や排水処理施設など電気の使用が多い施設が含まれることに起因しています。

表 3-3 組織別の二酸化炭素排出量の推移

(単位：t-CO₂)

組織名	2018年度 (基準年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
総務課	6	6	5	5	6
企画課	2	2	2	2	2
健康福祉課	126	113	109	133	111
保健センター	32	26	25	28	27
環境課	31	9	9	11	10
産業課	8	10	10	12	12
池田温泉	1,441	1,360	1,098	1,122	1,212
水道課	1,049	1,162	1,050	1,164	1,080
学校教育課	383	312	352	341	366
給食センター	576	548	500	588	589
社会教育課	407	367	328	383	372
総合体育館	148	105	72	74	72
図書館	123	108	66	114	117
養基組合	88	84	87	94	112
合計	4,420	4,211	3,712	4,071	4,087

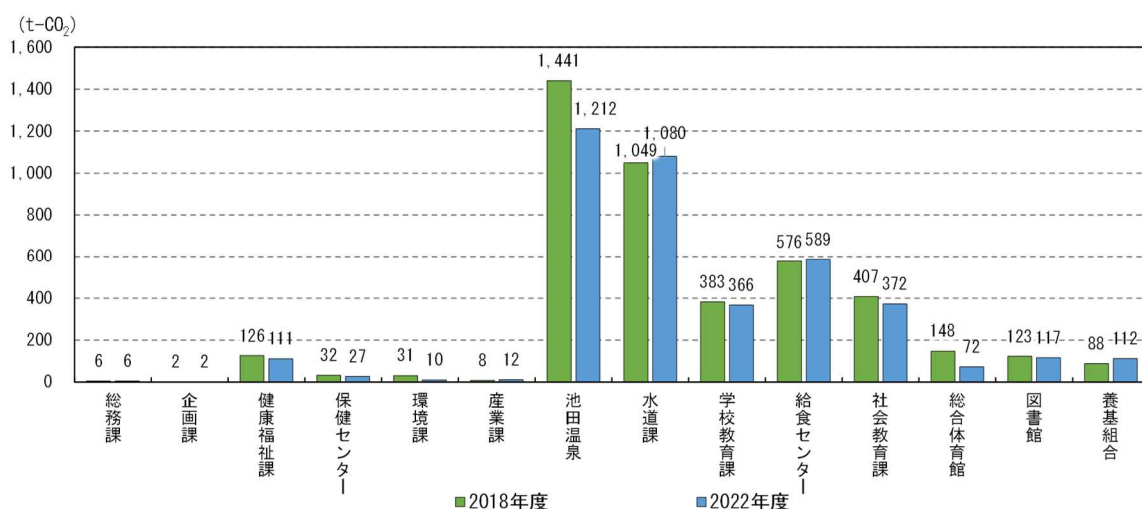


図 3-9 2018（平成 30）年度及び 2022（令和 4）年度における組織別の二酸化炭素排出量

⑤ 施設の二酸化炭素排出量

2022（令和 4）年度において、二酸化炭素排出量が多い上位 5 施設の排出源割合を図 3-10 に示します。

2022（令和 4）年度に最も二酸化炭素排出量が多い施設は「池田温泉新館」で、次いで「池田町大野町学校給食センター」、「池田温泉本館」、「池田町役場庁舎・中央公民館」、「池田町浄化センター」でした。

これら 5 施設の二酸化炭素排出量合計は 2,248 t-CO₂ で、業務その他部門全体（4,087 t-CO₂）の 55%を占めています。

池田温泉新館は、A 重油が全体の 72%、電気が 24%を占めています。

池田町大野町学校給食センターは、電気が全体の 74%、LPG が 26%を占め、本館は、A 重油が全体の 72%、電気が 26%占めており、燃料の使用による二酸化炭素排出量が多くなっています。

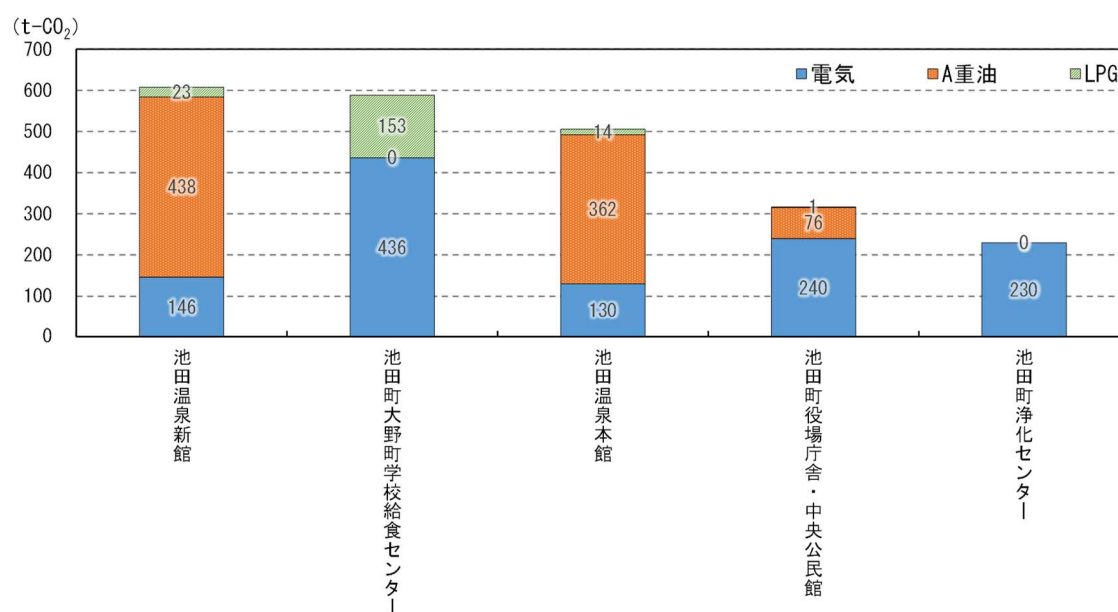


図 3-10 2022（令和 4）年度の二酸化炭素排出量上位 5 施設

（２）運輸部門（自動車の走行）

自動車の走行に係る燃料種ごとの使用量の推移を図 3-11 に示します。

ガソリンの使用量は、基準年度である 2018（平成 30）年度と比べて、2022（令和 4）年度は、4,194 L（15%）減少し、軽油の使用量は、13,258 L（48%）減少しました。

2018（平成 30）年度では、ガソリンと軽油の使用量は、概ね同等でしたが、2020（令和 2）年度以降、軽油の使用量が減少傾向となり、2022（令和 4）年度ではガソリンの割合が全体の 63%となりました。

また、燃料種ごとの二酸化炭素排出量の推移を図 3-12 に示します。

運輸部門の二酸化炭素排出量は、基準年度である 2018（平成 30）年度と比べて、2022（令和 4）年度は、44 t-CO₂（32%）減少しました。

2018（平成 30）年度では、ガソリン及び軽油からの二酸化炭素排出量は、概ね同等でしたが、2022（令和 4）年度は、ガソリンからの二酸化炭素排出量が全体の 61%を占めています。

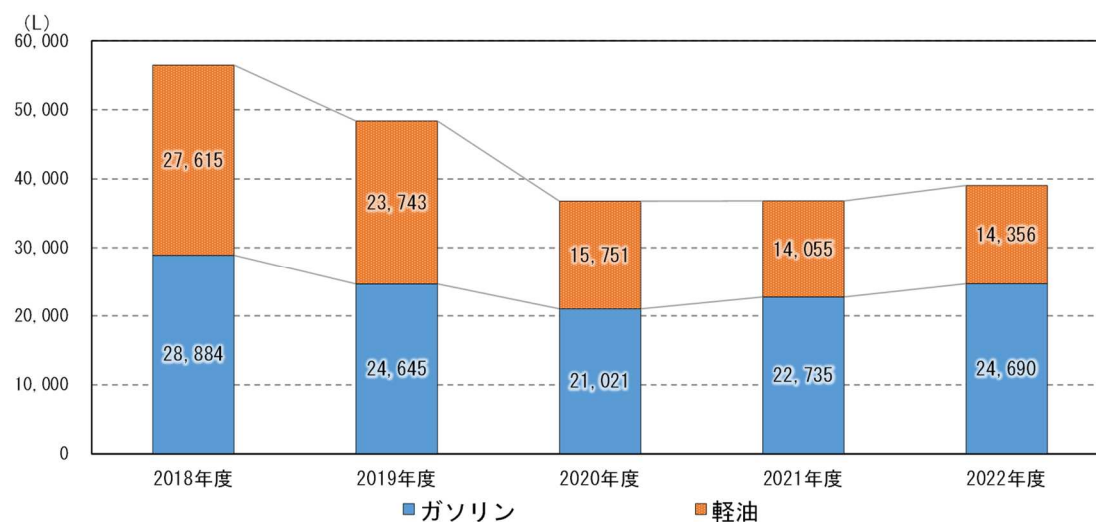


図 3-11 自動車の走行に係る燃料種ごとの使用量の推移

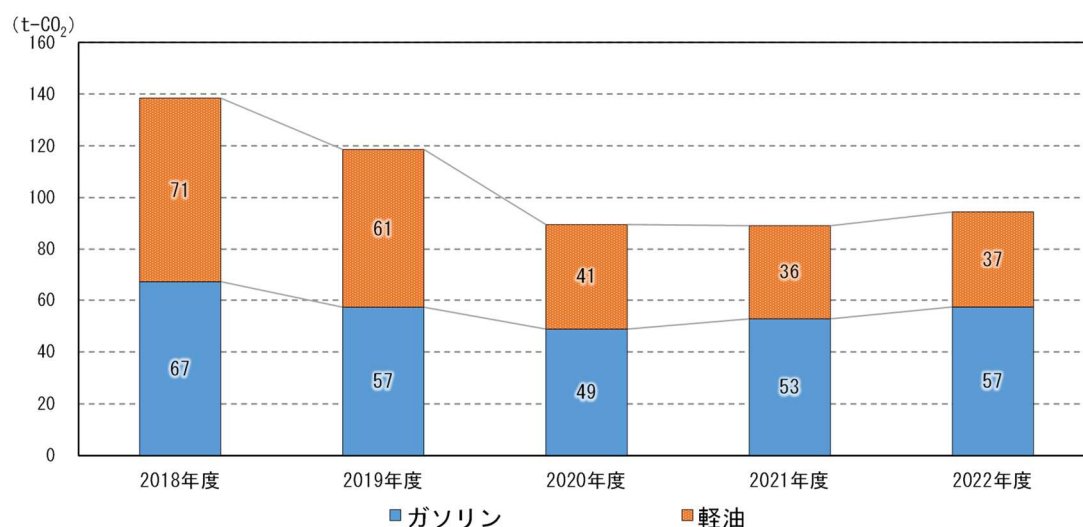


図 3-12 自動車の走行に係る燃料種ごとの二酸化炭素排出量の推移

3 前計画の目標達成状況と取り組み実施状況

(1) 削減目標の達成状況

前計画で定めた削減目標を表 3-4 に示します。

2022（令和 4）年度の 2018（平成 30）年度比削減率は 8%であり、中間目標値の 13%削減まで残り 5 ポイント、目標値の 26%まで残り 18 ポイントです。

表 3-4 前計画の目標値と実績

項目	2018 年度 (基準年度)	2022 年度	削減率 (2018 年度比)	削減目標
温室効果ガス排出量	4,558 t-CO ₂	4,182 t-CO ₂	8%	2024 年度までに 13%削減 (中間目標値)。 2029 年度までに 26%削減 (目標値)

解説

削減目標について

前計画の削減目標は、2015（平成 27）年に開催されたパリ協定にて、国の目標値として掲げた「2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比で 26%削減」を考慮して設定されました。

その後、2021（令和 3）年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、「2030（令和 12）年度の温室効果ガスの削減目標を 2013（平成 25）年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」という新たな削減目標が公表されました。

そして、新たな削減目標に準拠し、国の地球温暖化対策計画や、政府実行計画が改定されました。

こうした背景から、本計画においても、削減目標の見直しを行います。

（２）取り組みの実施状況

① 日常業務に関する取り組み

2023（令和 5）年度、職員にヒアリングを行った結果、前計画で定めた日常業務に関する取り組みの実施状況は、図 3-13 に示すとおりです。

「使用していない場所の消灯を徹底する」といった電気の削減に係る取り組みは、「よくやっている」と「まあまあやっている」の割合が多い一方、「タイヤの空気圧の毎月 1 回点検をする」、「公共交通機関の利用に努める」、「短距離の移動は自転車を使用する」といった自動車の走行に係る取り組みは、「あまりやっていない」の割合が多い傾向にあります。

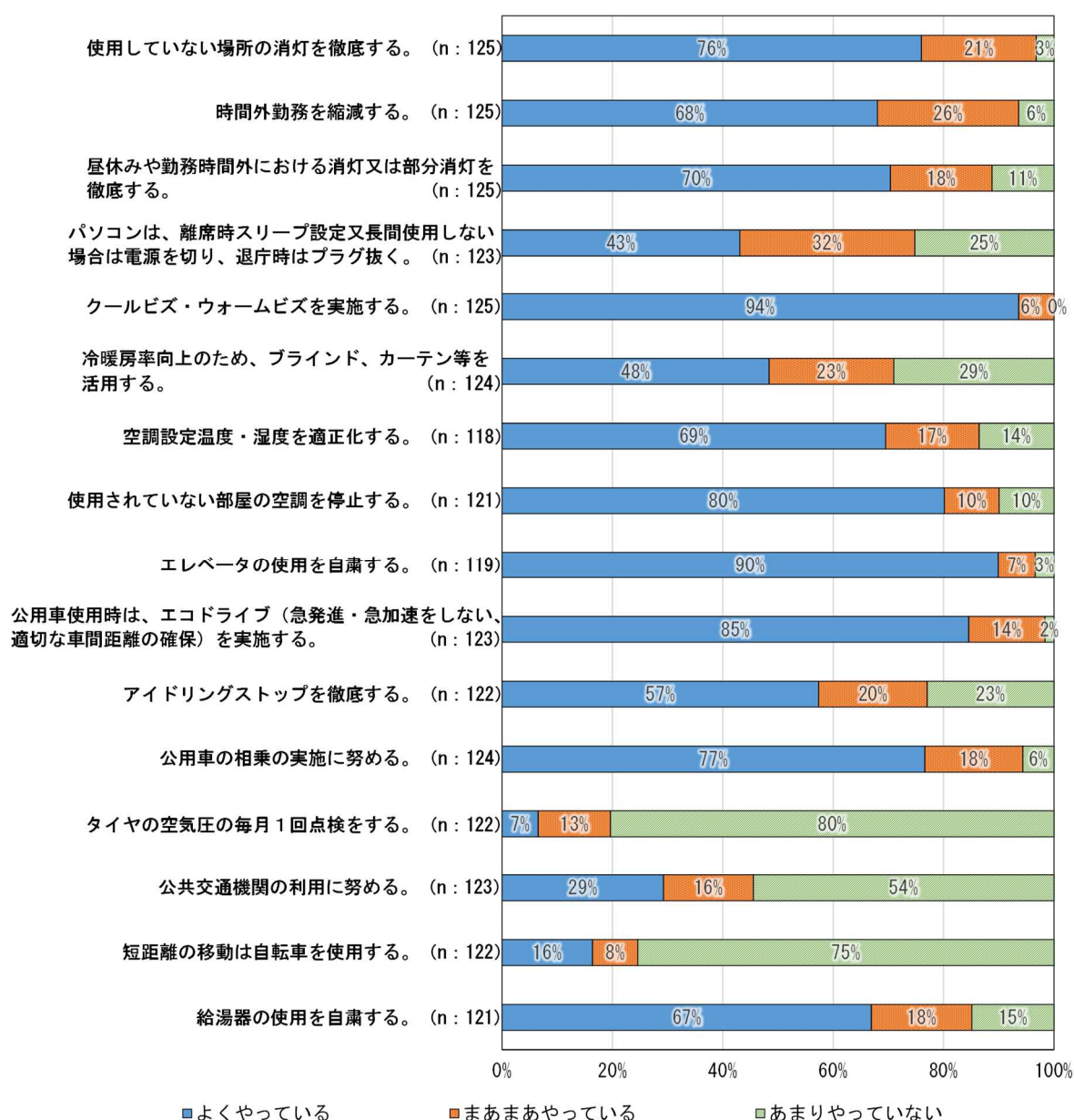


図 3-13 日常業務に関する取り組みの実施状況

② 施設管理（設備・機器の導入・更新）に関する取り組み

2023（令和 5）年度、施設担当者にヒアリングを行った結果、前計画で定めた施設管理に関する取り組みの実施状況は、図 3-14 に示すとおりです。

「適切に実施できた」と「一部、もしくはある程度は実施できた」の合計が 50%を超える取り組みは少なく、今後の実施が期待されます。

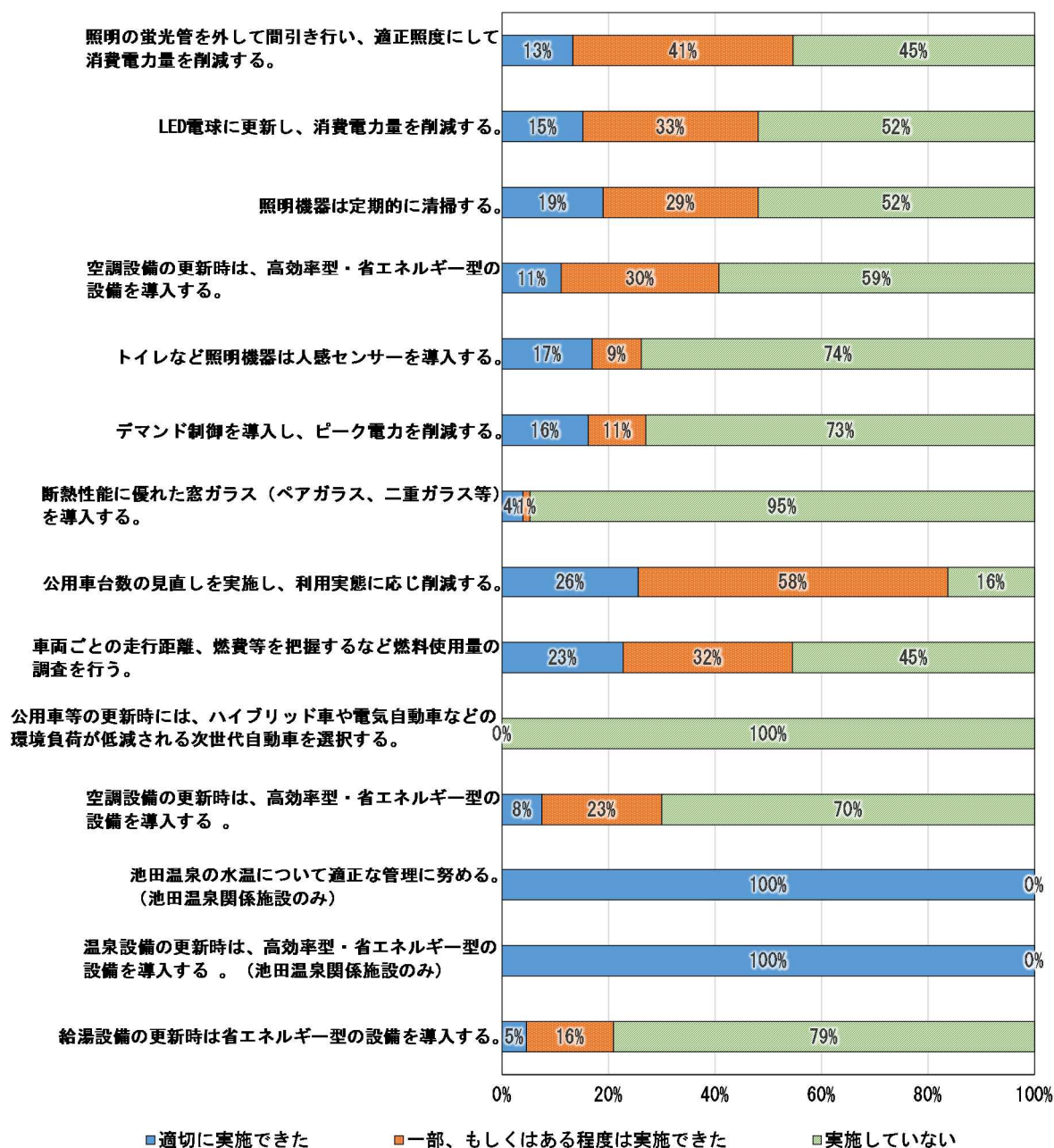


図 3-14 施設管理に関する取り組みの実施状況

③ 再生可能エネルギーに関する取り組み

2024（令和 6）年 2 月現在、温知小学校と八幡小学校に太陽光発電設備を導入しています。

④ その他の取り組み

2023（令和 5）年度、施設担当者にヒアリングを行った結果、前計画で定めたその他の取り組みの実施状況は、表 3-5 に示すとおりです。

表 3-5 その他の取り組みの実施状況

取り組み内容	実施した施設数
電気事業者の選択により排出係数を改善する。	3 施設
環境に関する研修会や講習会への職員の派遣を計画的に行い、最新の情報・技術動向等の収集に努める。	0 施設
公共施設周辺の緑化、緑地公園の整備に努める。	45 施設

4 課題と今後の方向性

本計画の取り組みを設定するにあたり、本町の現状を踏まえた課題を抽出し、表 3-6 に示します。

表 3-6 現状と課題

部門	現状	課題
業務その他部門	業務その他部門が、二酸化炭素排出量全体の 97% を占める。 2022 年度は、電気の使用による二酸化炭素排出量が業務その他部門全体の 69% を占め、燃料の使用による二酸化炭素排出量が 29% を占める。	エネルギー使用量の削減に向けて、再生可能エネルギーの導入と省エネルギー化を推進する必要がある。
運輸部門	2022 年度は、ガソリンの使用による二酸化炭素排出量が運輸部門全体の 61% 以上を占める。	燃料の使用量削減に向けて、次世代自動車の導入と、燃費の向上を進める必要がある。

第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

1 温室効果ガスの削減目標

本町の現状を踏まえた課題を基に、表 4-1 に示す①～⑦を温室効果ガス排出量削減のための取り組みとします。

また、取り組みによる部門ごとの削減目標を表 4-2 に示します。

各取り組みによる温室効果ガス排出量の削減目標の合計は、2018（平成 30）年度の温室効果ガス排出量に対して、削減率 50.1%となります。

表 4-1 温室効果ガス排出量削減のための取り組み

区分	取り組み
再生可能エネルギーの導入と活用	①太陽光発電設備の導入
	②電力排出係数を考慮した電力調達
省エネルギー化の推進と対策の徹底	③照明の LED 化
	④省エネ診断の実施
	⑤施設・設備の省エネルギー型機器の導入
	⑥職員の省エネ・節電意識の向上
次世代自動車の導入	⑦公用車の電気自動車の導入

表 4-2 取り組みによる部門ごとの削減目標の設定

区分	削減に向けた取り組み	部門	削減目標	取り組みの概要
再生可能エネルギーの導入と活用	①太陽光発電設備の導入	業務その他部門	▲3.0% (▲135 t-CO ₂)	新築や改築等を予定している施設への太陽光発電設備の導入を推進する。 既存施設では、太陽光発電設備の設置条件に適応しているか調査が必要のため、費用対効果を考慮しながら導入を推進する。
	②電力排出係数を考慮した電力調達		▲24.9% (▲1,133 t-CO ₂)	電力排出係数 0.25 kg-CO ₂ /kWh の電力調達を推進する。
省エネルギー化の推進と対策の徹底	③照明の LED 化		▲2.9% (▲133 t-CO ₂)	施設の照明の種類や数、点灯時間等の実態を調査し、費用対効果を考慮しながら LED 化を推進する。
	④省エネ診断の実施		▲4.6% (▲208 t-CO ₂)	省エネ診断を受ける施設を検討し、省エネ化の提案について費用対効果を考慮しながら推進する。
	⑤施設・設備の省エネルギー型機器の導入		▲6.5% (▲295 t-CO ₂)	新規購入時に省エネルギー性能の高い製品の導入を推進する。 また、エネルギー消費量が大きい旧型の機器について、廃止又は買換えを推進する。
	⑥職員の省エネ・節電意識の向上			「省エネ・節電チェックシート」を利用し、職員の省エネ行動を推進する。
次世代自動車の導入	⑦公用車の電気自動車の導入	運輸部門	▲0.1% (▲4 t-CO ₂)	エコドライブによる燃費の向上を推進する。 公用車の電気自動車の導入を推進する。
対 2018 年度比			▲8.3% (▲377 t-CO ₂)	—
合計			▲50.1% (▲2,285 t-CO ₂)	—

注 1：削減目標は、2022 年度における電力使用量及び燃料使用量から推定した。

2 削減目標

本計画の温室効果ガスの削減目標は、2030（令和 12）年度における温室効果ガス排出量を 2018（平成 30）年度比で 50%削減することとします。

温室効果ガスの削減目標
2030（令和 12）年度における温室効果ガス排出量を
2018（平成 30）年度比で **50%削減**

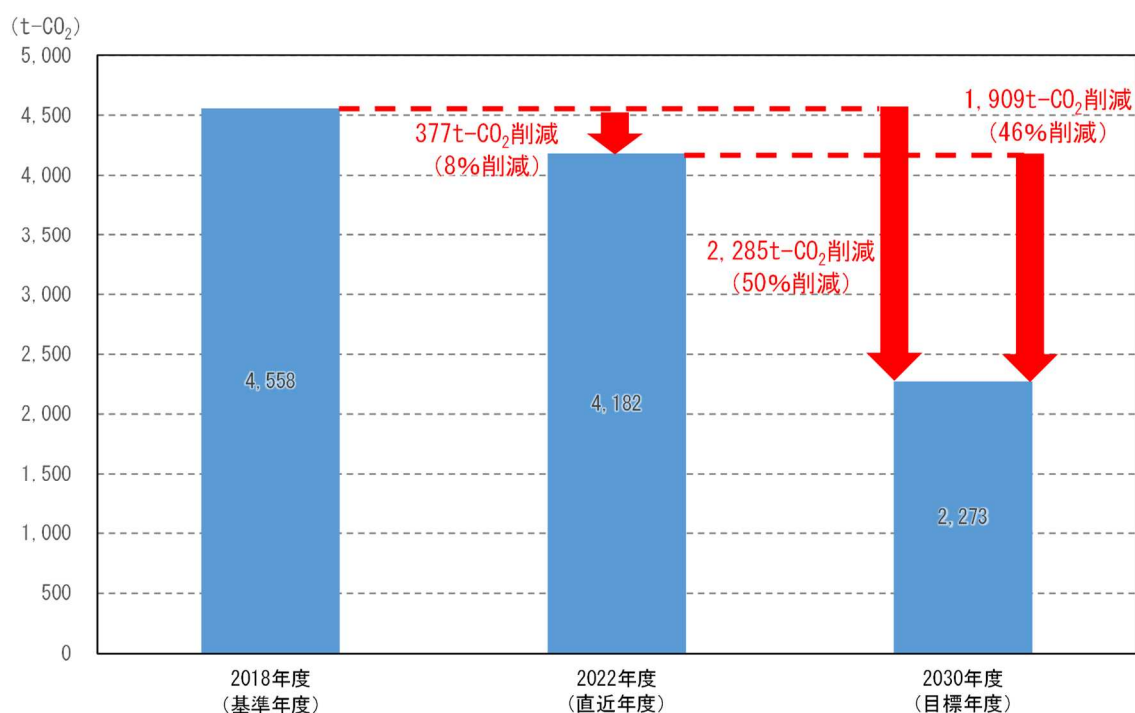


図 4-1 温室効果ガスの削減目標

表 4-3 部門ごとの温室効果ガスの削減目標

部門	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)			削減率 (%)	
	2018 年度 (基準年度)	2022 年度 (直近年度)	2030 年度 (目標年度)	2018 年度比	国の目標 (2013 年度比)
業務その他 部門	4,420	4,087	2,183	51%	51%
運輸部門	138	94	90	35%	35%
合計	4,558	4,182	2,273	50%	46%

第5章 温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組み

1 再生可能エネルギーの導入と活用

(1) 太陽光発電設備の導入

太陽光発電設備を導入し、発電した電力を自家消費することで、温室効果ガス排出量の削減を目指します。

太陽光発電設備の設置には、設置可能面積や日照時間、屋根の強度といった調査を行う必要があるため、既存施設では、費用対効果を考慮しながら設置可能性調査及び導入を推進します。

表 5-1 太陽光発電設備の導入

取り組み事項	新築や改築等を予定している施設への太陽光発電設備の導入を推進する。 既存施設では、太陽光発電設備の設置条件に適合しているか調査が必要なため、費用対効果を考慮しながら導入を推進する。
削減目標	▲135 t-CO ₂ (▲3.0%)
削減目標の概要	施設の電力使用量のうち、全体の 10%を太陽光発電設備で発電し、自家消費すると仮定した。 削減目標の計算 (2022 年度の施設由来の電力消費量－取り組みによる電力削減量) ×10%×電力排出係数 0.25 kg-CO ₂ /kWh

(2) 電力排出係数を考慮した電力調達

本町では、電力使用量は概ね横ばいで推移していますが、温室効果ガス排出量は、電力排出係数によって増減しています。

国の「地球温暖化対策計画」では、削減量の根拠として、2030（令和 12）年度において電力排出係数が 0.25 kg-CO₂/kWh まで低減することが見込まれていることから、本町においても、電力排出係数の低い電力調達を推進します。

表 5-2 電力排出係数を考慮した電力調達

取り組み事項	電力排出係数 0.25 kg-CO ₂ /kWh の電力調達を推進する。
削減目標	▲1,133 t-CO ₂ (▲24.9%)
削減目標の概要	2030 年度の電力排出係数 0.25 kg-CO ₂ /kWh を想定。 削減目標の計算 2022 年度の施設由来の電力消費量×(2022 年度の各施設の電力排出係数－2030 年度の各施設の電力排出係数 0.25 kg-CO ₂ /kWh)

2 省エネルギー化の推進と対策の徹底

(1) 照明のLED化

一般的に、蛍光灯から LED 照明に切り替えた場合、50%の電力消費量の削減が見込めるとされています。さらに、LED 照明は長寿命であることから、省エネ効果の継続や交換時の人員と労力が少ないというメリットがあります。

また、2023（令和 5）年 11 月、「水俣条約」の第 5 回締約国会議にて、直管蛍光灯の製造と輸出入を 2027（令和 9）年末までに禁止することが合意され、LED 照明の普及が期待されています。

本町でも、LED 照明導入に向けて、施設の照明の種類や数、点灯時間等の実態を調査し、費用対効果を考慮しながら LED 化を推進します。

表 5-3 照明の LED 化

取り組み事項	施設の照明の種類や数、点灯時間等の実態を調査し、費用対効果を考慮しながら LED 化を推進する。
削減目標	▲133 t-CO ₂ (▲2.9%)
削減目標の概要	施設の照明が全て LED 照明となると仮定し、施設ごとの照明の電力割合から計算。 <u>削減目標の計算</u> 2022 年度の電力使用量×施設ごとの照明電力割合×LED による削減率 (=50%) ×電力排出係数 0.25 kg-CO₂/kWh ※施設ごとの照明電力割合は、施設の利用状況を勘案して以下のように設定した。 事務所等：29.8%、学校等：31.4%、集会所等：29.8%、病院等：32.5%、その他（公園等）：90.0%、廃棄物処理施設等：5.0%

（２）省エネ診断の実施

「省エネ診断」とは、エネルギーの専門家が施設のエネルギー使用状況や設備・運転管理状況等を調査し、費用対効果を含めた省エネ化と運用改善の提案をする診断サービスのことです。

施設のエネルギー使用量や規模から、省エネ診断を受ける施設を検討し、診断結果における省エネ化の提案について費用対効果を考慮しながら実施を推進します。

表 5-4 省エネ診断の実施

取り組み事項	省エネ診断を受ける施設を検討し、省エネ化の提案について費用対効果を考慮しながら推進する。
削減目標	▲208 t-CO ₂ (▲4.6%)
削減目標の概要	二酸化炭素排出量が多い施設である「池田町大野町学校給食センター」、「池田温泉新館」、「池田温泉本館」、「池田町役場庁舎・中央公民館」、「池田町浄化センター」と小学校及び中学校で省エネ診断を実施し、提案された取り組みを行うことにより、省エネ診断を受けた施設で電力使用量及び燃料使用量の 10%が削減されると仮定した。 <u>削減目標の計算</u> 2022 年度の電力使用量×10%×電力排出係数 0.25 kg-CO₂/kWh +2022 年度の燃料由来の二酸化炭素排出量×10%

（３）施設・設備の省エネルギー型機器の導入

「冬季の省エネ・節電メニュー」（資源エネルギー庁 2023 年）によると、オフィスビルにおける冬季 1 日間の電力割合は、空調が 33.5%、照明が 29.8%、パソコンが 8.6%で、学校（小・中・高）では空調が 40.8%、照明が 31.4%、パソコンが 1.9%と、空調が占める割合が大きいです。

近年、省エネルギー性能の高い機器が開発されており、新規購入時に省エネ性能の高い製品の導入を推進します。

また、エネルギー消費量が多い旧型の機器について、費用対効果を考慮して廃止又は更新を推進します。

表 5-5 施設・設備の省エネルギー型機器の導入

取り組み事項	新規購入時に省エネルギー性能の高い製品の導入を推進する。 また、エネルギー消費量が多い旧型の機器について、廃止又は買換えを推進する。
削減目標	▲295 t-CO ₂ (▲6.5%) (「⑥職員の省エネ・節電意識の向上」を含む。)
削減目標の概要	事務所及び学校等では、省エネルギー性能の高い空調や自動照明設備を導入し、大型機器がある施設では、改修の際に高効率機器に更新することで、「⑥職員の省エネ・節電意識の向上」を含めて電力使用量及び燃料使用量の 10%が削減されると仮定した。 <u>削減目標の計算</u> 2022 年度の電力使用量×10%×電力排出係数 0.25 kg-CO₂/kWh +2022 年度の燃料由来の二酸化炭素排出量×10%

（４）職員の省エネ・節電意識の向上

エネルギー使用量の削減のためには、設備の更新だけでなく、職員一人ひとりの省エネ意識の向上、行動の促進が重要です。

本町では、「省エネ・節電チェックシート」を利用して、職員の省エネ意識・行動を推進しています。

今後も、チェックシートを通して省エネ行動に反映させ、排出量を削減します。

表 5-7 に、「省エネ・節電チェックシート」を示します。

表 5-6 職員の省エネ・節電意識の向上

取り組み事項	「省エネ・節電チェックシート」を利用し、職員の省エネ行動を推進する。
削減目標	▲295 t-CO ₂ (▲6.5%) (「⑤施設・設備の省エネルギー型機器の導入」と共通。)
削減目標の概要	「省エネ・節電チェックシート」の実施により、省エネ行動に伴うエネルギー使用量の削減によって、「⑤施設・設備の省エネルギー型機器の導入」を含めて電力使用量及び燃料使用量の10%が削減されると仮定した。 <u>削減目標の計算</u> 「⑤施設・設備の省エネルギー型機器の導入」参照。

表 5-7 省エネ・節電チェックシート

取り組み内容	
1. 電気の使用量を削減する。	
	使用していな場所の消灯を徹底する。
	時間外勤務を縮減する。
	昼休みや勤務時間外における消灯又は部分消灯を徹底する。
	パソコンは、離席時スリープ設定又長間使用しない場合は電源を切り、退庁時はプラグ抜く。
	クールビズ・ウォームビズを実施する。
	冷暖房率向上のため、ブラインド、カーテン等を活用する。
	空調設定温度・湿度を適正化する。
	使用されていない部屋の空調を停止する。
	エレベータの使用を自粛する。
2. 公用車燃料の使用量を削減する。	
	公用車使用時は、エコドライブ（急発進・急加速をしない、適切な車間距離の確保）を実施する。
	アイドリングストップを徹底する。
	公用車の相乗の実施に努める。
	タイヤの空気圧の毎月1回点検をする。
	公共交通機関の利用に努める。
	短距離の移動は自転車を使用する。
3. 燃料の使用量を削減する。	
	給湯器の使用を自粛する。

3 次世代自動車の導入

(1) 公用車の電気自動車の導入

電気自動車は、電力排出係数の低い電力を供給することで、二酸化炭素排出量の削減に貢献するとともに、災害時の蓄電池として活用することも期待できます。

本町は、現時点で公用車の電気自動車は 0 台となっています。

今後、公用車の新規購入時及び更新時に電気自動車の導入を検討します。

表 5-8 公用車の電気自動車の導入

取り組み事項	公用車の電気自動車の導入を推進する。
削減目標	▲4t-CO ₂ (▲0.1%) (「⑥職員の省エネ・節電意識の向上」を含む。)
削減目標の概要	地球温暖化対策計画の運輸部門の目標 (35%減) から設定した。

第6章 計画の推進と進行管理

1 推進体制と役割

(1) 推進体制

本計画を推進するために、前計画と同様に、環境課を本計画の事務局とします。また、本計画の実効性を確保するため、既存の庁内組織である「部課長会議」を活用することで、総合的かつ組織的に推進します。

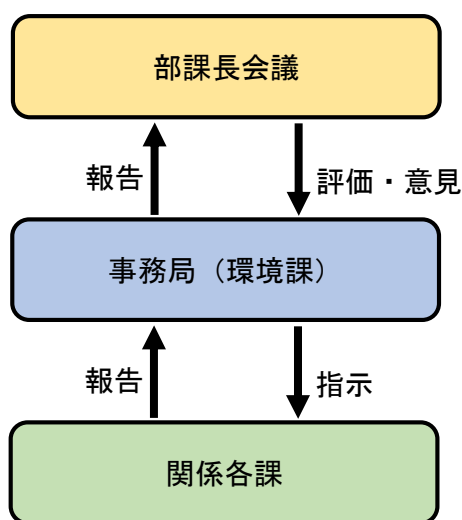


図 6-1 推進体制

(2) 体制の役割

体制の役割を表 6-1 に示します。

事務局は、温室効果ガス排出量や計画の進捗状況を取りまとめ、関係各課に指示を出します。

関係各課は、事務局の指示のもと、計画に基づいて取り組みを実施します。

部課長会議は、計画及び進捗状況の評価・意見を行います。

表 6-1 体制の役割

体制	役割
部課長会議	・ 計画及び進捗状況の評価・意見
事務局（環境課）	・ 取り組みの進捗状況の把握・進行管理 ・ 温室効果ガス削減目標の達成状況の評価 ・ 状況に応じた見直し
関係各課	・ 計画に基づく取り組みの実施 ・ 進捗状況の報告 ・ エネルギー使用量の報告

2 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

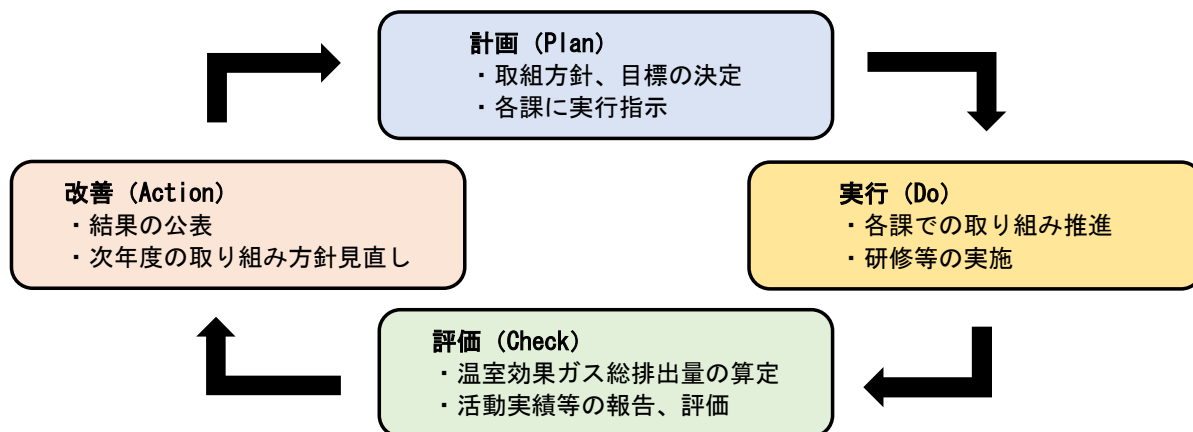


図 6-2 PDCA サイクル

3 実施状況の公表

本計画の進捗状況は、温対法第21条第10項に基づき、ホームページで毎年公表します。また、職員に省エネに関する研修会等を実施し、省エネの意識付けを行います。

資料編

前計画の取り組み一覧

前計画で削減目標達成のために定めた「日常業務に関する取り組み」、「施設管理に関する取り組み」、「再生可能エネルギーに関する取り組み」、「その他の取り組み」は、以下に示すとおりです。

日常業務に関する取り組み	
1. 電気の使用量を削減する。	
	使用していな場所の消灯を徹底する。
	時間外勤務を縮減する。
	昼休みや勤務時間外における消灯又は部分消灯を徹底する。
	パソコンは、離席時スリープ設定又長間使用しない場合は電源を切り、退庁時はプラグ抜く。
	クールビズ・ウォームビズを実施する。
	冷暖房率向上のため、ブラインド、カーテン等を活用する。
	空調設定温度・湿度を適正化する。
	使用されていない部屋の空調を停止する。
	エレベータの使用を自粛する。
2. 公用車燃料の使用量を削減する。	
	公用車使用時は、エコドライブ（急発進・急加速をしない、適切な車間距離の確保）を実施する。
	アイドリングストップを徹底する。
	公用車の相乗の実施に努める。
	タイヤの空気圧の毎月1回点検をする。
	公共交通機関の利用に努める。
	短距離の移動は自転車を使用する。
3. 燃料の使用量を削減する。	
	給湯器の使用を自粛する。

施設管理に関する取り組み	
1. 電気の使用量を削減する。	
	照明の蛍光管を外して間引きを行い、適正照度にして消費電力量を削減する。
	LED 電球に更新し、消費電力量を削減する。
	照明機器は定期的に清掃する。
	空調設備の更新時は、高効率型・省エネルギー型の設備を導入する。
	トイレなど照明機器は人感センサーを導入する。
	デマンド制御を導入し、ピーク電力を削減する。
	断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入する。
2. 公用車燃料の使用量を削減する。	
	公用車台数の見直しを実施し、利用実態に応じ削減する。
	車両ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査を行う。
	公用車等の更新時には、ハイブリッド車や電気自動車などの環境負荷が低減される次世代自動車を選択する。
3. 灯油の使用量を削減する。	
	空調設備の更新時は、高効率型・省エネルギー型の設備を導入する。
4. A 重油の使用量を削減する。	
	池田温泉の水温について適正な管理に努める。
	温泉設備の更新時は、高効率型・省エネルギー型の設備を導入する。
5. プロパンガスの使用量を削減する。	
	給湯設備の更新時は省エネルギー型の設備を導入する。
再生可能エネルギーに関する取り組み	
太陽光発電等新エネルギーの積極的な導入に努める。	
その他の取り組み	
電気事業者の選択により排出係数を改善する。	
環境に関する研修会や講習会への職員の派遣を計画的に行い、最新の情報・技術動向等の収集に努める。	
公共施設周辺の緑化、緑地公園の整備に努める。	

ア行

◆温室効果ガス

大気中に拡散された温室効果をもたらす物質です。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである CO₂ や CH₄ のほか、フロン類などは人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にあります。地球温暖化対策推進法では、CO₂、CH₄、N₂O に加えてハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の 7 種類が事務事業編の対象とする温室効果ガスとして定められています。

カ行

◆カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。2020（令和 2）年 10 月、政府は 2050（令和 32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。また、地球温暖化対策推進法においても、基本理念として 2050 年までの脱炭素社会の実現が示されています。

◆京都議定書

1997（平成 9）年に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議で採択、2005（平成 17）年発効した議定書です。京都議定書では、先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標が各国ごとに設定されました。わが国は 2008（平成 20）～2012（平成 24）年（第 1 約束期間）における温室効果ガス排出量を 1990（平成 2）年比で 6%削減することを義務づけました。

サ行

◆再生可能エネルギー

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号）で「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。これらは、資源を枯渇させずに繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる CO₂ をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

◆政府実行計画

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画のことです。地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取り組みは、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

タ行

◆地球温暖化対策計画

「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて、地球温暖化対策推進法第 8 条に基づき策定されました。この計画では、排出量の 9 割弱を占めるエネルギー起源 CO₂のうち、地方公共団体の事務・事業に伴う排出の多くが該当する商業・サービス・事務所等の「業務その他部門」は約 51%削減が目標とされています。

ハ行

◆排出係数

温室効果ガスの排出量を算定する際に用いられる係数のことです。温室効果ガスの排出量は、直接測定するのではなく、請求書や事務・事業に係る記録等で示されている「活動量」（例えば、ガソリン、電気、ガスなどの使用量）に、「排出係数」を掛けて求めます。

◆パリ協定

2015（平成 27）年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された新たな国際的枠組みです。主要排出国を含む全ての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新すること等が含まれています。

英数字

◆COP（Conference of Parties：気候変動枠組条約締約国会議）

COP は、気候変動枠組条約の締約国による会議で、1995（平成 7）年ドイツのベルリンで COP1（第 1 回締約国会議）が開催されて以来、毎年開催されています。2015（平成 17）年、パリで開催された COP21（パリ会議）では京都議定書にかわる 2020 年以降の新たな枠組みとなるパリ協定が採択されました。

◆IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change：気候変動に関する政府間パネル）

IPCC は、世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により 1988（昭和 63）年に設立された政府間組織で、2022 年 3 月時点、195 の国と地域が参加しています。IPCC の目的は、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることです。世界中の科学者の協力の下、出版された文献（科学誌に掲載された論文等）に基づいて定期的に報告書を作成し、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供しています。

◆SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）

SDGs は、2015 年 9 月の国連サミットにおいて採択された国際目標です。「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球およびそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。

◆ZEB (Net Zero Energy Building)

「ゼブ」と呼び、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

第 2 次池田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和 6 年 2 月

発行 池田町、揖斐郡養基小学校養基保育所組合

編集 池田町 民生部環境課

〒503-2492 揖斐郡池田町六之井 1468-1

TEL : (0585) 45-3111 (代)

FAX : (0585) 45-8314
